

# 4 添付ファイルの登録・照会

## 4.1 添付ファイルの登録（仕向送金を例とします）

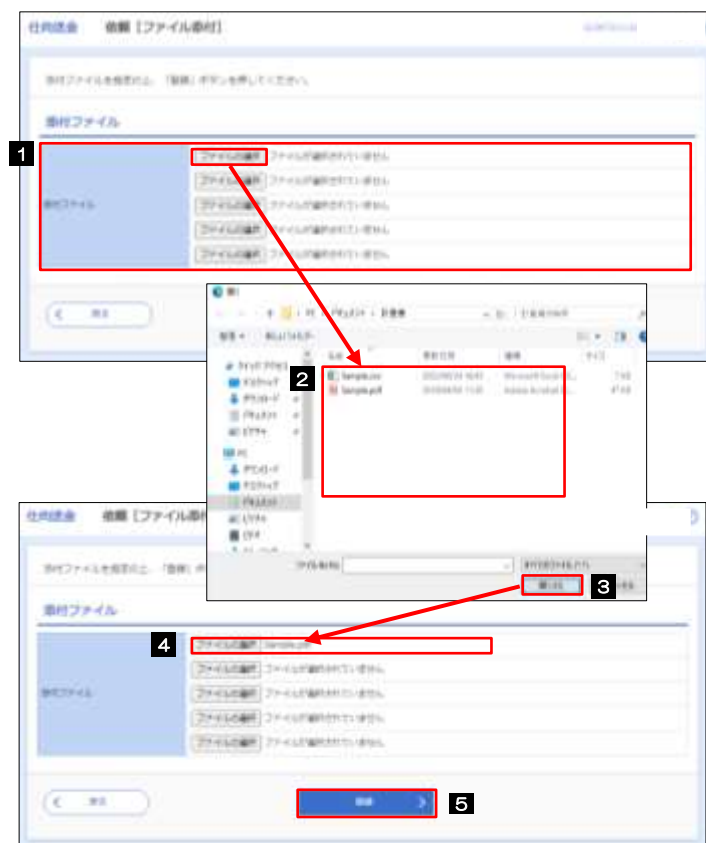
お取引の申込にあたり、必要書類をPDF または画像形式のファイルで添付することができます。

### 4.1.1 依頼画面を表示して、[ファイル選択] を押します。




1 **ファイル選択** ボタンを押す

### 4.1.2 ファイルを指定し、[登録] を押します。



1 **添付ファイル** を選択する

「ファイルの選択」ボタンを押すと、「開く」ウィンドウを表示します。

2 **アップロードするファイルを選択** 

3 **開く(O)** ボタンを押す

「開く」ウィンドウが閉じます。

4 **選択したファイル名を表示**

5 **登録** ボタンを押す

メモ

- ▶ 添付ファイルの登録を行う場合は、あらかじめPDF形式のファイルを準備してください。
- ▶ 仕向送金の場合は最大5ファイルまで添付可能です。(輸入信用状開設/条件変更/被仕向送金/各種手続きは1ファイルのみ)
- ▶ ファイル名は50桁以内(拡張子込み)、ファイルサイズはいずれも5MB以内としてください。
- ▶ 既に添付ファイルが登録されている場合は、「削除」ボタンが表示されますので、必要に応じて削除してください。
- ▶ 添付ファイルを差し替えたい場合は、添付ファイルを削除したのち、再度登録をしてください。

### 4.1.3 添付ファイルが登録されました。



メモ

- ▶ 取引への添付ファイルの登録が完了したら、入力を続行してください。
  - ・仕向送金 >>>> P.24 参照
  - ・輸入信用状開設 >>>> P.54 参照
  - ・輸入信用状条件変更 >>>> P.65 参照
  - ・被仕向送金 >>>> P.76 参照
- ▶ 上記以外の各種手続きのご依頼時は、添付ファイルの登録方法が異なります。
  - ・各種手続き >>>> P.121 参照

## 4.2 添付ファイルの照会

作成中のお取引やお申し込んだお取引にお客さまご自身が登録された添付ファイル、および弊社がお客さま宛ての通知・ご連絡事項に添付したファイルを照会することができます。

照会可能な添付ファイルは以下のとおりです。

サービス種類	ファイル作成		保存期限	備考
	お客様	弊社		
仕向送金	○	—	「送金指定日」の1ヶ月後応当日まで	
輸入信用状開設	○	—	「発行希望日」の1ヶ月後応当日まで	
輸入信用状条件変更	○	—	「変更指定日」の1ヶ月後応当日まで	
被仕向送金	○	—	「申込日」の1ヶ月後応当日まで	弊社へのお申込前の取引は「依頼入力日」の1ヶ月後応当日まで
各種手続き	○	—	「申込日」の1ヶ月後応当日まで	弊社へのお申込前の取引は「依頼入力日」の1ヶ月後応当日まで
各種通知・ご連絡	—	○	「通知日」の1ヶ月後応当日まで	

※1：保存期間を過ぎたファイルは、照会できません。（画面にはファイル名のみ表示され、リンクを押すことができません。）



➤ 「HEIC」形式で添付したファイルは、照会時に「JPEG」形式に変換されます。（ファイル名が「OO.HEIC」→「OO.HEIC.jpg」に変わります。）>>>> P.163 参照